

静岡県告示第231号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき告示する。

令和元年8月30日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
一般社団法人 E S P A C E	駿東郡長泉町 竹原 344 番地 の 6 ベルシ ヤイン竹原 A103号	発達応援スク ールA+	駿東郡長泉町 本宿 320 番地 3-102 301	令和元年 8 月 1 日	児童発達 支援	特定なし
株式会社ラピ ュター	沼津市大手町 五丁目 11 番 3号	児童通所支援 センター ラ ブアリス沼津 大手町	沼津市大手町 五丁目 11 番 2号	令和元年 8 月 1 日	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス	特定なし